

令和6年度串本町不良空家等除却補助金追加募集のご案内

最大
50万円

不良空家等の除却を促進し、町民の安全・安心と住居環境の向上を図ることを目的として、当該空家等の除却工事に要する費用の一部について、串本町不良空家等除却補助金を交付します。

- * 認定申請受付期間: 令和6年11月1日(金)～令和6年11月29日(金) 土日祝日除く午前8時30分～午後5時00分
郵送の場合も、11月29日必着となります。
- * 交付申請受付期間: 認定を受けた日～令和6年12月20日(金) 土日祝日除く午前8時30分～午後5時00分
郵送の場合も、12月20日必着となります。 交付申請は認定を受けた方が対象となります。
- * 申請書配布場所: 串本町役場 建設課
ホームページからもダウンロードできます。
- * 申請書受付場所: 串本町役場建設課 〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5
- * 募集予定戸数: 12戸

1. 補助対象とする不良空家等〔以下の全てを満たすこと〕

串本町内にあり、概ね1年以上住居その他の使用がなされていない建物で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されたものであること。

建物の不良度測定による評点合計が100点以上であること。

公共補償費対象となっていない建物で、当該建築物について関連又は重複する補助金等の適用がないこと。建築物を故意に損壊させたものでないこと。

建物に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利者が当該建築物の除却について同意しているときは、この限りでない。

2. 補助対象とする除却工事〔以下の全てを満たすこと〕

建設業法に基づく業種の許可、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、登録を受けた事業者が施工する除却工事であること。

串本町内に本店、支店等の事業所を有する建設業者又は解体工事業業者(個人事業者含む)が請け負う工事であること。

不良空家等を全て除却する工事であること。

補助金の交付決定後に、着手する工事であること。

除却工事が、令和7年2月28日(金)までに完了すること。(除却完了報告書の提出含む)

3. 補助対象者(申請者)〔以下の全てを満たすこと〕

本町において納付すべき町税を滞納していないこと。

不良空家等の登記簿又は固定資産課税台帳に所有者として登記し、又は登録されている者。

不良空家等が存する土地所有者で、建物の所有者又は相続人から除却について、同意を得た者。

の者が死亡している場合は、所有者の相続人。

不良空家等が複数の者の共有である場合は、共有者全員から除却についての同意を得ていること。

串本町暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。

4. 補助対象経費と補助金の額

補助対象 経費	不良空家等の除却工事費に要する経費 (消費税等相当額を除く) 家財道具、門塀等の処分費は除く	補助金 の額	補助対象経費の3分の2 (限度額50万円) 千円未満切り捨て
------------	--	-----------	--------------------------------------

補助金の交付申請は、同一年度内において1人につき1戸となります。

5. 除却補助金Q&A

1. 対象建築物について

Q1 申請する予定の建物について事前調査(不良度判定調査)を受けられますか。

A1 可能です。ご連絡下さい。

2. 申請者等について

Q2 不良空家を2名で共有しています。連名で申請できますか。また、補助金はそれぞれに支払われますか。

A2 連名での申請は出来ません。代表者の方を決め、他の共有者の同意書を添えて申請して下さい。

補助金についてはそれぞれの方に分けて支払うことは出来ませんので、代表者が工事業者と契約をして下さい。

3. 対象となる除却工事について

Q3-1 1棟2戸の長屋を1戸のみ除却する場合は、補助の対象となりますか。

A3-1 長屋1棟としての除却が条件となります。区分所有している場合は、他の区分所有者の同意を得て、全て除却することが条件となります。

Q3-2 除却後の整地も費用は対象となりますか。

A3-2 除却工事に伴う簡単な整地は対象となりますが、砂利を敷くなどの整地工事は対象となりません。

4. 除却工事業者について

Q4 除却工事は、どこの業者に頼めばいいでしょうか。

A4 依頼業者は、建設業法の許可を受けた者、又はリサイクル法の登録を受けた者で、町内に本店、支店等の事業所を有する建設業者、又は解体工事業者(個人事業者を含む)になります。

お問い合わせ

串本町役場 建設課 空き家対策担当

電話：0735-67-7262(直通) / FAX：0735-67-7328

土日祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分